

第4回瑞穂市自治会連合会役員会次第

日 時 令和3年11月10日(水)

午後1時30分～

場 所 巢南庁舎 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 第1部 役員会

協議等事項

①各小学校区自治会連合会の状況について 資料1

②瑞穂市自治会連合会事業報告会について 資料2

③令和3年度 自治会活動推進事業交付金実施報告について 資料3

④令和4年度 自治会長等の選出及び報告について 資料4

- ・自治会長
- ・社会教育推進員
- ・廃棄物減量等推進員
- ・交通安全協会員

⑤令和4年度 消防団員の推薦について 資料5

⑥令和4年度 瑞穂市自治会連合会総会等について 資料6

⑦瑞穂市かきりん振興券について 資料7

⑧民生児童委員の改選にかかる自治会への協力依頼について 資料8

⑨にこにこ運動教室の開催について 資料9

⑩瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について

～ 休 憩 ～

4 第2部 役員研修

内 容：(仮称)中山道大月多目的広場整備事業について(視察)

担当課：生涯学習課

5 閉 会

小学校区自治会連合会の現状【令和3年11月10日現在】

	組 織	社会教育	防 災	福 祉	地域課題	その他
生津	【設立】平成26年4月15日 【名称】生津自治会連合会 (名称変更はH28.3.25) 【形式】ふれあい活動委員会に一体化	クリーン活動 夏祭り(中止) 体育祭(中止) 交通安全看板点検 防災訓練 ウォーク(中止)	・防災講演会(市主催)【中止】 日時:9月26日(日)PM2:00 場所:巢南公民館 多目的ホール	R3 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託		防犯パトロール実施
本田	【設立】平成31年3月23日 【名称】本田校区自治連合会 【形式】構成は自治会+防災、福祉の関係団体	自治連合会としての活動なし(いきいき活動委員会として実施) ・いきいきウォーク ・ボランティア清掃(6/20) ・夏祭り(中止) 花火(8/7) ・スポーツ大会(中止) ・チューリップ苗植え ・ひまわり種まき ・河川クリーン活動	・本田地区防災勉強会 日時:7月18日(日) 場所:本田小学校・本田コミセン ・防災講演会(市主催)【中止】 日時:9月26日(日)PM2:00 場所:巢南公民館 多目的ホール ・避難所確認訓練(穂北中) 日時:11月21日(日) ・避難所確認訓練(本田コミセン) 日時:11月28日(日) ・避難所確認訓練(本田小) 日時:12月5日(日)	R3 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託		ハリヨ保護活動 (本田小で2回授業)
穂積	【設立】平成29年4月 【名称】わくわく活動委員会 【形式】わくわく活動委員会に一体化	・桜ウォーク ・運動会(中止) ・クリーン活動 ・わくわく広場(夏(中止)・冬)	・防災講演会(市主催)【中止】 日時:10月16日(土)PM2:00 場所:総合センター 5F 第1～第3会議室	R3 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託		
牛牧	【設立】平成28年4月1日 【名称】牛牧校区自治会連合会 (牛牧友愛会) 【形式】牛牧友愛会に一体化 H30年度 防災・福祉部会の設立 H31年度 防災部会・福祉部会とする	セーフ&クリーン(中止) 夏祭り(中止) 友愛ウォーク(10/31) 社会見学(中止) 五六川親水公園の清掃 (第1回(6/13):中止、第2回(9/12))	・防災講演会(市主催)【中止】 日時:10月16日(土)PM2:00 場所:総合センター 5F 第1～第3会議室 ・避難所確認訓練 日時:11月28日(日) 場所:牛牧北部防災コミセン	R3 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託 (地区社協設立(12/1予定)に向け準備委員会で協議中)		
西	【設立】平成30年4月1日 【名称】西校区自治会協議会 【形式】構成は自治会長 +(自治会長経験者)	各自治会で実施(全て中止) ・クリーン活動 ・ラジオ体操 ・夏祭り	・防災講演会(市主催)【中止】 日時:9月26日(日)PM2:00 場所:巢南公民館 多目的ホール	R3. 4 西校区地域支えあい推進会議を設立 R3. 7 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託		
中	自治会長が毎月1回集まる会を実施	巢南中学校区活動委員会として実施 ・スポーツフェスティバル(中止)	・防災講演会(市主催)【中止】 日時:9月26日(日)PM2:00 場所:巢南公民館 多目的ホール	現時点で進展なし		
南	平成29年8月～連絡会開催 (今後定期的に開催予定)		・防災講演会(市主催)【中止】 日時:9月26日(日)PM2:00 場所:巢南公民館 多目的ホール	現時点で進展なし		

令和3年度 瑞穂市自治会連合会 事業報告会

【目的】 地域の状況に向き合い、試行錯誤の中、一生懸命に取り組まれている事業・活動について、事例を共有し、地域コミュニティの役割、自治会や校区の活動の意味や在り方を考える機会につなげること。

【日時】 令和3年12月18日（土） 午後1時30分 開場

第1部 事例発表 午後2時～午後2時50分

	発表内容	発表者
1	防災について	本田校区自治連合会
2	西校区地域支え合い推進会議設立 経緯と現況報告	西校区自治会協議会

第2部 研修会 午後3時～午後4時

講師：朝日大学経営学部 畦地真太郎教授

【場所】 瑞穂市市民センター 大ホール

【参加者】 自治会長及び市自治会連合会役員

※新型コロナウイルス感染症感染予防対策のため、限定した人数で行います。

ぜひご参加ください！これからの自治会運営の参考のために・・・

今年度も、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、各自治会や校区連合会等ではさまざまな事業が計画通り実施できず、またコロナ禍の地域社会の中で生まれた課題解決にご苦労されているのではないかと思います。

今後の自治会運営の参考にしていただける機会となる報告会ですので、ぜひご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

自治会長 各位

瑞穂市長 森 和 之
(公印省略)

令和 3 年度自治会活動推進事業交付金補助事業実施報告書等の提出について

晩秋の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。

平素より、市行政並びに地域自治会活動にご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、令和 3 年度自治会活動推進事業交付金につきましては、補助金交付規則により交付させていただきますので、下記のとおり、実施報告書等の提出をお願いいたします。

記

- 1 提出用紙
 - ①補助事業実施報告書（様式第 5 号）
 - ②自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書（別紙様式 2）
〈添付書類〉
 - ②の内容が確認できるよう、帳簿、領収書等の写し（確認書類）
（確認書類の分量が多い場合等は、原本をお持ちください。必要な写しを市民協働安全課にてとらせていただきます。）
 - 令和 3 年度 事業報告書（自治会総会資料）
 - 令和 3 年度 収支決算書（自治会総会資料）
 - 令和 4 年度 事業計画書（自治会総会資料）
 - 令和 4 年度 予算書（自治会総会資料）
- ※上記の書類は、別紙の「記入例」をご参考に作成願います。
- 2 提出期限 令和 4 年 3 月 3 1 日（木）
※ 4 月以降に総会開催予定の場合は、終了後に提出ください。
- 3 提出先 瑞穂市役所 企画部 市民協働安全課
- 4 その他 早めにご確認の上、ご不明な点につきましては、事前にご相談をお願いいたします。
- 5 問い合わせ 瑞穂市役所 市民協働安全課（担当：田中・廣瀬・葛山）
TEL（058-327-4130）

見本

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

瑞穂市長 様

補助事業者 瑞穂市馬場前畑町●●●●番地

馬場西 自治会

会長 勝村 浩二

令和3年度補助事業実施報告書

瑞穂市補助金交付規則第9条の規定により補助事業の実施の結果を報告します。

- 実施した補助事業名 自治会活動推進事業交付金
(瑞穂市指令協第3-41号)
- 補助事業の着手及び完了日
着手 令和 3年 4月 1日
完了 令和 4年 3月 31日
- 収支決算状況 別紙事業報告書及び会計報告書のとおり

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
自治会活動振興交付金	448,000円	別紙のとおり	円
自治会事務取扱交付金	97,200円		円
	円		円
計	545,200円	計	円

上記事業については、記述のとおり履行済みであることを証する。

年 月 日

担当者職氏名 市民協働安全課長 臼井 敏明 ⑩

令和3年11月10日

自治会長 各位

瑞穂市長 森 和 之

令和4年度自治会長等の選出及び報告について

晩秋の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、自治会活動にご尽力賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の自治会長をはじめとし、各自治会にご選出をお願いしております下記役員等につきまして、ご選出及びご報告についてお願い申し上げます。

なお、令和4年度も留任される場合についても、ご報告をお願いします。

記

1. 各自治会より選出していただく役員等

- ①自治会長
- ②社会教育推進員
- ③廃棄物減量等推進員
- ④交通安全協会員
- ⑤福祉協力員

2. 報告方法等

①自治会長 ～ ④交通安全協力員

……添付の報告様式にて令和4年3月22日（火）までに、市民協働安全課にご報告をお願いします。（同封の返信用封筒をご利用ください。）

⑤福祉協力員

……社会福祉協議会より、別途お願いさせていただきます。

※各委員の役割等につきましては、添付の資料をご確認ください。

所属	瑞穂市企画部市民協働安全課		
課長	白井	担当	田中・廣瀬・葛山
住所	岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	327-4130	FAX	327-7414
E-Mail	siminky@city.mizuho.lg.jp		

② ○○ 自治会 廃棄物減量等推進員

(令和3年度推進員 氏名 ○○ ○○)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和4年度推進員についてご記入ください)
		変更無 (下記への記入は不要です)
令和4年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

③ ○○ 自治会 社会教育推進員

※各自治会、例年通りの人数で報告をしてください。

増員される場合は、ご相談ください。

(令和3年度推進員 氏名 ○○ ○○)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和4年度推進員についてご記入ください)
		変更無 (下記への記入は不要です)
令和4年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和3年度推進員 氏名 ○○ ○○)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和4年度推進員についてご記入ください)
		変更無 (下記への記入は不要です)
令和4年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	

④ ○○ 自治会 交通安全協会員

(令和3年度協会員 氏名 ○○ ○○)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和4年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和4年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和3年度協会員 氏名 ○○ ○○)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和4年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和4年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和3年度協会員 氏名 ○○ ○○)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和4年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和4年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

社会教育推進員の役割

生涯学習課（327-2117）

1 社会教育推進員について

瑞穂市社会教育推進員設置規則に基づき、瑞穂市の社会教育の振興及び地域における実践活動を推進するために設置されています。自治会長から自治会ごとに原則1名を推薦していただき、教育委員会が委嘱します。任期は、2年です。

2 社会教育推進員の主な職務について

（1）校区活動委員会における活動について

瑞穂市には、次のような校区活動委員会があります。それぞれが所属する校区活動委員会の中で、各種活動の企画・運営をお願いします。

- 穂積小学校区 … わくわく活動委員会
- 本田小学校区 … いきいき活動委員会
- 牛牧小学校区 … 牛牧友愛会
- 生津小学校区 … 生津自治会連合会
- 巢南中学校区 … 巢南中学校区活動委員会

校区活動委員会の主な活動には次のようなものがあります。

- ・ウォーキング大会や運動会などのスポーツに関わる活動
- ・夏祭りなど地域づくりや青少年が参加する活動
- ・クリーン活動や各種講座など
- ・その他、各校区活動委員会が独自に実施している活動

（2）自治会における活動について

それぞれの自治会では、それぞれの実態に応じて自治会ごとで社会教育活動を推進しています。自治会によっては、社会教育推進員がその活動の企画運営の中心になったり、補助的な活動をしたりする役割を担っていただいています。

3 報酬について

それぞれの活動に応じて報酬をお支払いします。

廃棄物減量等推進員の役割

環境課（327-4127）

1 廃棄物減量等推進員について

市のごみ処理については「一廃廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）後期計画」に基づき、ごみの排出抑制等に向けて諸々の施策を進めております。しかし、ごみの排出抑制や各施策を実践するためには、自治会はもとより市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であり、自治会と市民協働により取り組むためには、ごみの減量等に係わるボランティアリーダー的な立場の方が先頭に立ち進めていくことが必要であると考えます。

そこで「瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、各自治会内で廃棄物減量等推進員をご選出いただき、市長が委嘱します。任期は、1年です。

2 廃棄物減量等推進員の主な職務について

- (1) 一般廃棄物の減量のための市の施策への協力
- (2) 分別収集への協力
- (3) 住民への啓発活動

交通安全協会員の役割

市民協働安全課 TEL 327-4130

1 交通安全協会員について

本巣地区交通安全協会瑞穂支部会則に基づき、交通事故防止対策の推進及び交通関係施設の改善を図り、地域住民の交通安全確保に寄与するとともに、本巣地区交通安全協会の行う各種事業に参加していただきます。会員の任期については、2年です。

2 交通安全協会員の主な職務について

(1) 街頭における立哨

年間6回程度、交通が頻繁な道路において、歩行者（特に小・中学生、園児等）の保護誘導を行い、安全な歩行と横断を確保し、交通事故の防止及び啓発活動を行う。

【立哨方法】

- ・決められた場所において、数名で立哨を行う。
- ・立哨時間は、概ね7時30分から8時15分

(2) その他

- ・本巣地区交通安全協会瑞穂支部総会への参加（年1回）
- ・法令講習会への参加（年1回）
- ・地域行事(自治会等)への参加

3 報酬について

市及び協会等からの報酬はありません。

瑞 協 第 8 7 号

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

自治会長 各位

瑞 穂 市 長 森 和 之
(公印省略)瑞穂市消防団長 廣 瀬 真
(公印省略)

令和 4 年度消防団員の推薦について (依頼)

向寒の候、貴殿には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。平素は、瑞穂市の消防・防災行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、全国各地で災害が発生する中、当市におきましても一昨年(令和3年)の7月豪雨、台風21号による暴風雨は、道路の冠水や家屋の損壊などの被害をもたらしました。また、今年9月には市内で建物火災が3件立て続けに発生しております。こうした災害の中で、消防団は延べ200名以上の団員が出勤し、消火活動の後方支援、危険箇所の巡回、飛散物の撤去、危険箇所の警戒など、災害対応の中心として大きな役割を果たしております。また、消防団員は消防・防災活動のみならず、自治会等の防災リーダーになりうる地域防災の要であり、その確保は極めて重要な事項として、市のイベント等での消防団員募集啓発活動の実施のほか、総務省消防庁においても、消防団員確保についての全国的な運動を展開しております。

つきましては、このような消防団員の役割等の重要性をご理解いただき、消防団員のご推薦について、何卒ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

また、来年度も消防団員を引き受けていただける団員につきましては、激励を賜りますようお願いするとともに、消防団員を自治会の役員に位置付けていただくことをご検討いただくなど、お力添え等のご協力を賜りますよう、重ねてお願い申しあげます。

記

○住民基本台帳の閲覧について

消防団員選出にあたり、自治会等の区域内に居住する方をお知りになりたい場合は、

個人情報外部提供に関する申請をしていただく必要がありますので、市民協働安全課にお越しいただきますようお願いいたします。

(台帳の出力には2週間程度の時間をいただく場合がありますのでご容赦願います。)

○新入団員の報告について

ご多用のところ恐縮ですが、令和4年1月末までに地元の消防団（別紙1「瑞穂市消防団役員名簿」）へご報告いただきますようお願い申し上げます。

また、消防団員の推薦において、総会などで決定しないと報告できない自治会におかれましては、内定段階で結構ですのでご報告いただくと幸いです。

○資料の提供等について

消防団員選出にあたり、対象者への説明会等を開催される場合、説明資料（別紙2「消防団の概要」や市作成パンフレット）が必要な場合はご用意をさせていただきますので、市民協働安全課までご相談ください。

所属	瑞穂市 企画部市民協働安全課		
課長	臼井	担当	佐藤、近藤、池田
住所	〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	058-327-4130	FAX	058-327-7414
E-Mail	siminkyo@city.mizuho.lg.jp		

見本

様式第3号（第3条関係）

保有個人情報外部提供申請書

令和 年 月 日

瑞穂市

様

住所 〔法人にあっては主たる事務所の位置〕	瑞穂市
氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	自治会 会長
連絡先電話番号	() —

保有個人情報の提供を受けたいので、瑞穂市個人情報保護条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

提供を希望する保有個人情報の内容	自治会の区域に居住する日本人の性で 年 月 日 ~ 年 月 日 生まれの者の住所、氏名、ふりがな、生年月日（年度）、世帯主、方書
提供を受ける目的	令和4年度消防団員候補者の選出のため
利用する期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
目的外提供を受ける根拠	瑞穂市個人情報保護条例第7条第5号 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第3条及び第4条第2項

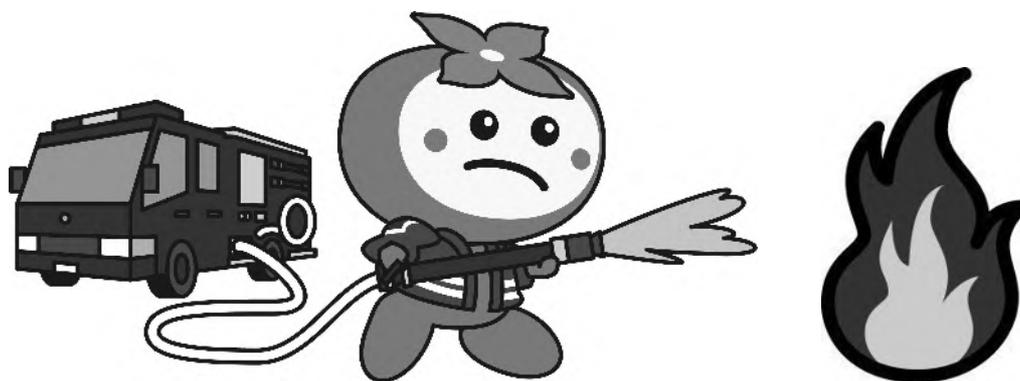
（条件）

提供を受ける保有個人情報については、次の事項を遵守します。

- 他に漏らしません。
- 申請した提供を受ける目的以外に利用しません。
- 他に提供しません。
- 利用期間終了後又は提供を受ける目的の達成後は、速やかに返還します。
- 責任をもって管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止します。
- 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従います。
- 立入調査の要請があった場合、これに応じます。
- 申請者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、申請者がこれを負担します。
- その他保有個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講じます。

※担当課等	[担当課等] [電話番号] () —	[担当者] (内線)
※処理状況	年 月 日決定第 号 (承認・一部承認・不承認)	

消 防 団 の 概 要



瑞穂市マスコットキャラクター
かきりん

○地域防災の要として

近年、日本全国で地震、台風、豪雨などの様々な災害が発生しています。岐阜県内では平成30年度は、7月豪雨、台風21号において大きな被害が発生し、瑞穂市においても河川の増水による道路等の冠水や倒木、大規模停電などが発生しました。また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率は70%程度といわれており、大きな被害が広範囲に発生すると予測されています。

大規模な災害が発生したときは、消防署や防災関係機関も被害を受け、消火や救助活動を行うまでに時間がかかる場合があります。そのときに重要なのが、地域のみなさんの助け合いです。地域のみなさんで人命救助や初期消火を行うことが、命を守り、被害を軽減させることにつながります。

災害に強い地域づくりを推進するためには、地域のみなさんが日ごろから消防署や

防災関係機関と連携をとり、積極的に防災に関する情報や知識を得ることが大切です。そのような場合に、地域の防災リーダーとなるべき存在が消防団です。消防団は地域に密着し、災害に対して即時に対応することができる消防機関であり、日ごろから消防・防災に関する技術や知識の習得に励み、それぞれの地域でリーダーシップを発揮して、災害時の救助、消火活動だけでなく、平常時に地域のみなさんに対する訓練指導、防災知識の普及啓発に取り組むことも期待されています。

国は平成25年に、東日本大震災を教訓として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、地域防災の要である消防団の体制強化、処遇改善等の施策を行っており、県・市においてもこの法律に基づき、消防団を含めた地域防災力の向上に努めています。また、この法律は、国や地方公共団体だけでなく、消防団を中心とした地域、事業所、自主防災組織などが一体となって地域防災力の強化を図っていくこととされています。日ごろから地域の防災活動に積極的に参加していただき、1人でも多くの方が消防団活動を経験していただきますよう、お願いいたします。

○消防団員の身分

消防団員の身分は地方公務員法第3条に明記されており、市長や副市長、市議会議員などと同じ特別職の地方公務員です。

1. 市町村長が消防の管理者である。

消防団の最高の責任者は市長ですが、消防の組織運営を取り仕切る権限が消防団長に委ねられています。そして消防団員は、消防団長から任命されることとなります。

2. 消防団員の権限

災害から、国民の生命、身体、財産を守る消防団員には、その消火活動や救助活動が確実、迅速に実施できるよう、常備の消防職員（消防署の消防士）に準じて、法律で必要な権限が与えられています。

○消防団員の処遇

消防団員は、郷土や住民を災害から守るという献身的な働きをし、活動は代価を求めない奉仕の精神で行います。ただし同じボランティア活動でも、消防団員の仕事は危険を伴うものであり、国、県及び市は、その労苦に報いるため、さまざまな処遇策を講じています。

1. 団員報酬と費用弁償

市は条例に基づき、年額の団員報酬と、災害、訓練等の職務に従事した場合の費用弁償（出動手当）を支給します。

- ・ 団員報酬（階級が団員の場合）・・・年額36,500円
- ・ 費用弁償（出動手当）・・・・・・・・・・1回 2,500円　　<令和3年度現在>

2. 団員の公務災害補償

消防団員が公務により死亡したり、病気やけがをした場合には、本人や遺族に対して、その損害を補償します。

3. 消防団員の退職報償金

消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その消防団員の在職年数や階級に応じて、退職報償金が支給されます。

- ・ 勤続年数5年以上～10年未満で、階級が団員の場合・・・200,000円

4. 消防団員カードの提示による各種割引・粗品進呈の特典

消防団員カードをお店に提示することで、各種割引や粗品進呈などのサービスを受けられます。

（対象店舗 県内：3,174店舗・瑞穂市内：47店舗）

5. 団員の勤務先に対し消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文書の発送

団員の方が希望されれば、市長名で勤務先へ、消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文を送付します。

6. 法人事業税・個人事業税の事業税割の減税

県内に事業所を有し、消防団協力事業所表示制度の表示証を受け、消防団に1名以上加入している法人・個人事業者の事業税を優遇します。

（令和4年度末まで。認定要件あり。）

○瑞穂市の常備消防、消防団及び消防団員の現況と活動

瑞穂市は消防事務を岐阜市に委託しており、瑞穂市全域の消防・救急業務は岐阜市消防本部が行っています。消防団事務については瑞穂市で行っており、事務は瑞穂市役所企画部市民協働安全課にて担当しています。

瑞穂市消防団は、瑞穂市全域を区域とし、本部と小学校区ごとの7つの分団で構成しており、団員の定数は257人になっています。

本部・・・団長、副団長、女性消防班	第4分団・・・中小校区
第1分団・・・本田小校区	第5分団・・・南小校区
第2分団・・・穂積小校区	第6分団・・・西小校区
第3分団・・・牛牧小校区	第7分団・・・生津小校区

※分団には、分団長・副分団長・部長・班長・団員の階級があります。

主な消防団活動行事

消防団行事は団員の昼間の仕事に配慮し、一部を除き平日は夜8時から、日曜日は午前中に行います。

- 4月 新入団員初任科講習（平日の夜間数日）
入退団式（第1日曜日・午前）
操法訓練（4～5月）
 - 5月 市消防操法大会（中～下旬の日曜日・午前）
 - 6月 市水防訓練（下旬の日曜日・午前）
 - 8月 県消防操法大会（第1日曜日）
 - 11月 市防災訓練（11月中旬の日曜日）
秋の火災予防運動パレード（11/9～11/15の間の日曜日・午前）
 - 12月 年末夜警（12/26～12/30までの5日間・夜間）
 - 1月 消防出初式（上旬の日曜日・午前）
 - 2月 消防団員研修（普通救命講習など）
 - 3月 春の火災予防運動パレード（3/1～3/7の間の日曜日・午前）
- ※ その他、訓練や水利・器具の点検等を行います。
※ 上記は基本的な行事予定であり、年度によって異なります。また、随時訓練等の内容を見直ししながら活動しています。
※ 令和3年度は感染症に配慮し、水防訓練、操法大会を中止しています。



瑞穂市 火災多発！注意しましょう！



1 令和3年瑞穂市の火災現況

今年は昨年と比較し火災が多く発生しております。

<R3・R2火災発生件数>

- 令和3年（1月～9月） → 15件
- 令和2年（1月～12月） → 9件

令和3年9月の時点で、
昨年より6件多く発生しております。

2 火災の原因

火災発生の主な原因は、次のものがあります。

原因	発生原因
たばこ	○吸い殻の不始末 ○寝たばこ など
電気	○たこ足配線 など（裏面を見てください）
こんろ	○消し忘れ ○火を付けた状態で放置 など

3 火災予防対策

【たばこ】

- ・たばこの吸い殻は、水に濡らして、確実に消火してください。
- ・寝たばこは、しないでください。
- ・灰皿は、こまめに清掃してください。

【電気】

※裏面を見てください。

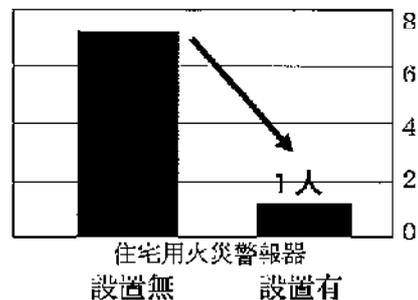
【こんろ】

- ・使用中は、その場を離れないでください。
- ・こんろの周りに、燃えやすいものを置かないでください。

4 火災から命を守るための対策

- あなたの家には「住宅用火災警報器」が、設置してありますか？
- 「住宅用火災警報器」の設置により、火災発生を早く知ることができ、あなたや大切な方の命を守ることができます。

住宅火災による死者数



※R2年 岐阜市消防本部管内



R2年では、右の表のように、住宅用火災警報器を設置したことで、火災で亡くなる方が少なくなっています。

あなたや大切な方の命を守るため、
住宅用火災警報器を設置しましょう！



電気火災の予防対策

①コンセントからの出火

<火災の発生要素>

- コンセントが、しっかり差されていないため、ほこりや水分が溜まり、火花が発生する。

<対策>

- ①コンセントは、しっかり差してください。
- ②コンセント付近は、ほこりを取り除いてください。
- ③コンセントには、水分が付着しないようにしてください。



②テーブルタップからの出火

<火災の発生要素>

- 一度に多くの電気機器を接続して使用したため、コンセントが熱くなり出火する。

<対策>

- ①多様なたこ足配線は、やめてください。
- ②コンセント・コードが熱くないか、確認してください。
- ③テーブルタップの許容電力を確認し、それを超える電気を使用しないようにしましょう。
※たこ足配線をしていなくても、消費電力が大きい電気機器を複数同時に使用すると、熱くなる場合がありますので注意して下さい。



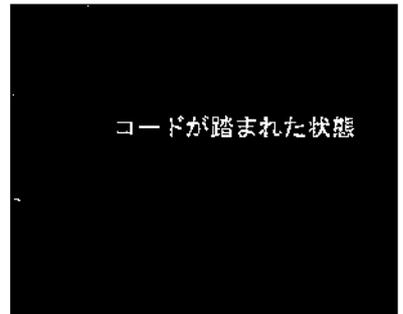
③コードからの出火

<火災の発生要素>

- コードの上に物が置かれ、または、コードを束ねているため、コードが熱くなり出火する。

<対策>

- ①コードの上に重たい物を、置かないでください。
- ②コードは、極力束ねた状態で使用しないでください。
※コードの束ねについては、消費電力が小さい電気機器の場合は、熱くならない場合もあります。



コードが踏まれた状態



コードを束ねた状態



<瑞穂市・瑞穂消防署・瑞穂市消防団からのお願い>

瑞穂市民がワンチームとなり、防火の意識を高めて、火災が発生しない安全な地域作りを目指しましょう。

お問い合わせ先：瑞穂消防署 TEL 327-0119

※参考：岐阜市消防本部ホームページ内にも、火災予防対策が載っています。

ホームページはこちら →



令和4年度の瑞穂市自治会連合会の総会について

【令和4年度 総会】

○期 日 令和4年4月20日（水）予定

○形 式 2部構成

第1部 令和4年度 瑞穂市自治会連合会総会
(全自治会長参加)

(1) 令和3年度 事業報告・決算報告等

(2) 令和4年度 事業計画・予算案等

第2部 自治会長研修会 (内容については未定)

※総会以降に自治会長説明会を各校区単位で行います。

(実施日・場所等は、各校区役員と事前に調整します。)

令和4年4月13日（水）に令和4年度 第1回役員会を行います。

ですので、一週間前までに、各校区において役員を選出をお願いします。

ます。(市民協働安全課までご連絡をお願いします。)

令和4年度 自治会長説明会 & 校区連絡会予定表(R3.11.10現在)

	第1回役員会	総会/説明会	第2回役員会	第3回役員会 校区連絡会	第4回役員会 校区連絡会	事業報告会	第5回役員会 校区連絡会
瑞穂市 自治会連合会	4月13日(水) 13:30~ 総合センター 第4会議室	4月20日(水) 13:30~ 総合センター 第4会議室	5月11日(水) 13:30~ 総合センター 第4会議室	8月17日(水) 13:30~ 総合センター 第4会議室	11月9日(水) 13:30~ 総合センター 第4会議室	未定	2月8日(水) 13:30~ 総合センター 第4会議室
生津校区							
本田校区							
穂積校区							
牛牧校区							
西校区							
中校区							
南校区							

令和3年9月
スタート

瑞穂市かきりん振興券 事業のご紹介



■目的

市が実施する助成事業などについて、現金に代えて地域振興券である「瑞穂市かきりん振興券」を交付することにより、地域経済の活性化と消費喚起を図ることを目的として実施します。

■瑞穂市かきりん振興券の概要

- 瑞穂市が発行する地域振興券です。
- 1枚当たりの額面は500円です。
- 取扱店として登録された市内のお店で使用できます。
- 使用可能期間は発行年度の翌年度の9月30日まで使用できます。（令和3年度発行分の場合、令和4年9月30日まで使用可能）

■交付対象事業

令和3年度に瑞穂市かきりん振興券の交付を行っている主な市の事業は以下のとおりです。

- 敬老祝金（米寿のお祝い）
- 空き缶・ペットボトル空き容器回収システムのエコポイントカードの粗品

※プレミアム付きでの販売は行っていませんのでご注意ください。

■瑞穂市かきりん振興券の等価販売について

地域や事業所でのイベントの景品や表彰の副賞として振興券の贈呈を希望される場合は、等価（プレミアム無し）で販売します。詳しくは商工農政観光課までお相談ください。（自治会での活用実例：敬老会事業での配布など）

※購入希望額が大きい場合はお渡しまでに時間がかかる場合がありますので（1ヵ月程度）お早めにご連絡ください。

■瑞穂市かきりん振興券の使用に関する注意事項

- 振興券だけの取引において、つり銭は出ません。
- 振興券の交換、売買、紛失の際の再発行はできません。
- 使用期間を過ぎた振興券は、無効です。
- 次に掲げるものは、振興券の使用対象外とします。
 1. 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、切手、印紙、証紙、交通券、電子マネー等）
 2. 国税、地方税や使用料などの公租公課（税、公的手数料、行政が直営運営する施設の使用料、車検の法定費用（自賠責保険料、自動車重量税、印紙代）、公営ギャンブル等）
 3. 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等の取扱店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの 等

瑞穂市かきりん振興券の取扱店は裏面をご覧ください。

問合せ先 瑞穂市役所 商工農政観光課（058-327-2103）

瑞穂市かきりん振興券が使えるお店

衣類・呉服等	
赤ちゃんデパート水谷 穂積店	生津外宮東町 2-6
ふじ匠	別府 418-1
小松屋	別府 575-6
アコレディ	
みづほ	別府 624 平和堂内
吉本呉服店	本田 2093-9
朝日屋	美江寺 160-1
	美江寺 986-2
各種教室	
レッスンスタジオ・マーコ	穂積 987-3
飲食店等	
濃厚白湯らーめん	馬場上光町 3-7
ぎふ初寿司 穂積分店	馬場春雨町 1-20
焼肉もりもり 穂積店	馬場小城市町 1-1
サンブラスパ	只越 1061
みかみ	只越 1061
居酒屋 大吉	別府 794-4
味処 井桁屋	別府 988
カフェテラスとらいあんぐる	別府 1050-1
カフェ ポレポレ	別府 1260-3
かわじん家	別府 1294-1
ココス 穂積店	穂積 593
珈楽珈琲店	穂積 1465-1
LUFFLE	稲里 140-1
中華ダイニング 紡夢	稲里 667-12
和風カフェ さくら	牛牧 991-1
ぎふ初寿司 十九条分店	十九条 230-6
清水屋	本田 578
やきとり串麩	本田 1025-1

花福	本田 1051-3
魚伴	本田 1303-2
喫茶 ヒーロー	本田 2143-4
トモ	森 596-3
麵切り 白流	森 860-1
ヴェーレン カフェ	田之上 625-2
お粥と創作中華の店 小槿	田之上 626
高田水産	宮田 1
生パスタと洋食 あんず園	宮田 293-2
みふく	重里 1854-1
豊田屋	美江寺 957
ていーるーむ さつき	横屋 376-1
寿し和食の店 桃太郎	呂久 123
家電量販店等	
住まいる家電 いのうえ	別府 98-6
でんきの広芝	別府 1641-4
ジョーシン瑞穂店	穂積 3110-1
電気のフジタ	稲里 364-2
クリーニング	
本田ドライ	本田 1552-88
コンビニ	
セブンイレブン瑞穂馬場上光町店	馬場上光町 1-96
セブンイレブン瑞穂馬場小城市T目店	馬場小城市町 1-30
酒&コンビニエーション ゲンジヤ	別府 409-5
セブンイレブン穂積駅前通店	別府 1263-1
セブンイレブン瑞穂市別府店	別府 2100-1
セブンイレブン瑞穂野白新田店	野白新田 10-1
セブンイレブン瑞穂田之上倉町店	田之上 236-1
写真・眼鏡・宝飾等	
ホズミ写真店	別府 726-6

フォトバリュウーほづみ	別府 624 平和堂内
アイコメガネ	穂積 1754-1
クレセール・エム	稲里 690-8
食料品販売	
お肉の店 まるたか	馬場春雨町 1-46
大安あられや	稲里 36-1
新聞店	
広瀬新聞店	別府 466-1
スーパー、ホームセンター等	
バロー 穂積店	馬場春雨町 1-32
平和堂 穂積店	別府 624
DCM カーマ 21 瑞穂店	穂積 3110-1
MEGA ドン・キホーテ 岐阜瑞穂店	稲里 580-1
バロー 穂積西店	十九条 266-1
PLANT 6 瑞穂店	犀川 5-38
整体・接骨・鍼灸院	
ふれあい接骨院	本田 947-5
おくや整体院	古橋 1275-3
その他小売	
新月バラ園	田之上 395-1
トリミング	
Dog salon LEAD	稲里 140-1
燃料	
青谷商店 穂積給油所	稲里 522-1
青谷商店 穂積駅前給油所	別府 971-1
宇野石油 本田 SS	本田 1076-2
林石油店	美江寺 798-1
パン・洋菓子・和菓子	
シエ・デュモン	馬場前畑町 2-75
Backhaus Blau	本田 1077-1

お伊勢たい焼き 縁屋	横屋 345-2
仏具	
武藤仏壇店	別府 869-1
麻雀荘	
麻雀荘 若様	稲里 544-1
薬局・ドラッグストア	
V・drug 穂積店	馬場小城市町 1-8
ほづみ駅前薬館	別府 408-3
スギ薬局 穂積西店	別府 878-1
ディカウトドラッグ コスモス穂積店	別府 1560-1
スギ薬局 穂積店	稲里 681
ゲンキー 牛牧店	牛牧 309-2
クスのりのアオキ 穂積店	野白新田 43-3
クスのりのアオキ 牛牧店	牛牧 488-1
V・drug 穂積西店	十九条 250-1
V・drug 穂積本田店	本田 782-1
ニコニコドラッグ	田之上 165
ゲンキー 田之上店	田之上 238-1
リフォーム	
協栄ポンプ店	十九条 276
理容・美容等	
巴屋 本店	別府 412-2
巴屋 ハッピー店	別府 624
メナード ピュアメリー	野田新田 4149-26
ヘアサロン タカダ	田之上 621-5
BARBER SHOP HANADA	横屋 111-3
旅客運送	
本巣タクシードル 瑞穂営業所	別府 1245

※使用期限にご注意ください。また、ご利用に当たっては地域振興券裏面の注意事項をご確認ください。

最新の一覧は市ホームページからご確認ください。

令和3年9月28日時点

令和3年11月

自治会長 各位

地域福祉高齢課

民生委員・児童委員の一斉改選について

平素は、地域福祉にご理解・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

さて、現在の民生委員・児童委員（以下 民生委員）の任期は令和4年11月末をもって満了となり、残すところ1年余となりました。

つきましては、令和4年度の民生委員一斉改選に伴い、現委員には継続をお願いしつつも、国・県の委員選任の取扱い規程に基づき自治会（地域）より次期委員の候補者推薦にご協力いただきたく存じます。

お手数をおかけすることとなりますが、ご配意の程よろしくお願いいたします。

なお、一斉改選スケジュールは概ね下記のとおりです。

民生委員一斉改選スケジュール（予定）

- ・5月下旬 市から自治会長さんへ推薦依頼文書を送付
- ・7月末 自治会長さんから市へ推薦書の提出
- ・8月中 市にて民生委員推薦会の開催
- ・8月下旬 市から県へ推薦者名簿の提出

民生委員は、自治会（地域）の中から福祉活動やボランティア活動などに理解があり地域福祉に貢献いただける方を推薦していただき、瑞穂市民生委員推薦会を経て岐阜県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱します。委嘱を受けた民生委員の身分は特別職の地方公務員（非常勤）です。給与は支給されませんが、交通費や通信費などの活動に必要な費用が支給されます。任期は3年、次期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までです。

また、厚生労働大臣の定める配置基準により、瑞穂市での定数が決められています。従いまして、必ずしも自治会ごとにお一人の任命ではなく、世帯数等を勘案し、複数自治会を担当、または一つの自治会に複数人で担当していただくこともあります。

民生委員・児童委員の主な職務 —地域の「つなぎ役」として—

子どもから高齢者まで、地域の身近な相談相手として見守りや相談支援を行います。

地域の状況把握・見守り

- 高齢者**
- ・ 独居高齢者や高齢者のみの世帯の実態把握、見守り
 - ・ 緊急通報システムに関する申請支援、協力員登録
 - ・ ふれあい・いきいきサロン、地域福祉懇談会への協力
 - ・ 防火訪問（年1回）

- 子ども**
- ・ 地域生活の中での状況把握
 - ・ 小学校等のあいさつ運動への参加
 - ・ 学校関係や青少年育成関係の行事への参加

支援が必要なかたへの
社会福祉サービスや
各種制度などの情報提供

各種相談

- ・ 自宅での「心配ごと相談」（玄関に看板の掲示）
- ・ 拠点における心配ごと相談事業での相談対応（月2～3回開催、当番制）

連絡・通報

- ・ 支援が必要な児童、高齢者等について関係機関へ連絡
- ・ 虐待のおそれがある場合などに関係機関へ通報

調査（証明）事務

- ・ 生活保護、生活福祉資金等の申請に関する調査、証明書作成（依頼に応じて）

会議・研修会等への出席

- ・ 地区別定例会…他の委員との意見交換、事例報告、研修等（月1回）
- ・ 県民児協研修会、市民児協研修会、自治会長・福祉協力員との合同研修
- ・ その他行事への出席、PR

※上記以外にも各種活動や参加等をお願いする事があります

自治会で「にこにこ運動教室」を開催してみませんか？

～地域における「通いの場」事業（一般介護予防事業）～

高齢者を取り巻く環境が変化中、介護予防のために、「サロン」「カフェ」「体操クラブ」など、地域住民の身近な通いの場の役割はますます重要なものとなっています。通いの場づくりのきっかけとして、1年間市が地域に講師を派遣し、運動教室を実施します。



身近な場所での 住民主体の通いの場の創設

- ◆事業内容 1回1時間程度、年20回運動教室の講師を派遣します
- ◆実施期間 令和4年5月から令和5年2月まで
- ◆会場 自治会公民館や集会場など、住民が気軽に集まることができる場所
- ◆募集数 3自治会程度
※募集数を超える応募があった場合は、高齢者数の多い自治会を優先として選考します。選考結果は2月中旬にお知らせします
- ◆申込方法 令和4年1月31日（月）までに、別添申込書を地域福祉高齢課までご提出ください

瑞穂市役所 地域福祉高齢課

〒501-0222 瑞穂市別府1283（瑞穂市総合センター1階）

TEL 058-327-4126

FAX 058-327-4143

E-mail chikifukusi@city.mizuho.lg.jp

「にこにこ運動教室」自治会開催申込書

令和4年度の「にこにこ運動教室」開催について申込みます。

令和 年 月 日

自治会名 _____ 自治会

自治会長名 _____

連絡先 住所 〒 _____
瑞穂市

電話番号 _____

申込期限 令和4年1月31日（月）まで

申込先 瑞穂市役所 地域福祉高齢課

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階）

TEL 058-327-4126 FAX 058-327-4143

E-mail chikifukusi@city.mizuho.lg.jp

※応募多数の場合は選考となります。結果は2月中旬にお知らせいたします

